

## 各連結法人の当期控除額の個別帰属額等に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	( )
----------------------------	---	---	-----	-----

## 各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細

御注意

平成18年4月1日前に開始した連結事業年度については、平成18年改正前の法人税法施行規則別表六の二(三)付表一(旧別表六の二(四)付表二)を御使用ください。

試験研究費の総額等に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における試験研究費の額	1	円	連結越税額控除限度額の個別帰属額	最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結事業年度の特別試験研究費の額	総額方式分控除可能額(最初の超過連結事業年度の別表六の二(三)付表三「36の①」)	22	円
	試験研究費の総額に係る連結税額控除割合(別表六の二(三)「4」又は「5」)	2				各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の総額等に係る税額控除限度額	23	
	各連結法人の試験研究費の総額に係る税額控除限度額(1)×(2)	3	円			最初の超過連結事業年度の試験研究費の総額等に係る税額控除限度額の合計額(各連結法人の(2)の合計)	24	
	比較試験研究費の額(別表六の二(三)付表一「10」)	4				(22)×(23)/(24)	25	
	試験研究費の個別増加額(1)-(4)	5				繰越控除金額(別表六の二(三)「22」)	26	
	試験研究費の個別増加額に係る税額控除限度額(5)×5/100	6				直前累積控除未済額(最初の超過連結事業年度の別表六の二(三)付表三「39の②」)	27	
	各連結法人の試験研究費の総額等に係る税額控除限度額(3)+(6)	7				総額方式分控除可能額(22)	28	
	試験研究費の総額等に係る税額控除限度額の合計額(各連結法人の(7)の合計)	8				(26)-(27)-(28)	29	
	当期分の特別控除額(別表六の二(三)「13」)	9				各連結法人の最初の超過連結事業年度の特別試験研究費の額	30	
	試験研究費の総額等に係る当期控除額の個別帰属額(9)×(7)/(8)	10				最初の超過連結事業年度の特別試験研究費の額の合計額(各連結法人の(30)の合計)	31	
特別控除額の個別に係る額	各連結法人における特別試験研究費の額(別表六の二(三)付表一「12の計」)	11		特別控除額の個別に係る当期控除額	最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結事業年度の特別研究税額控除未済額(別表六の二(三)付表三「36の①」)	(29)×(30)/(31)	32	
	特別試験研究費の額の合計額(各連結法人の(11)の合計)	12				(25)+(32)	33	
	当期分の特別控除額(別表六の二(三)「19」)	13				税額控除未済額(別表六の二(三)付表三「36の①」)	34	
	特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額(13)×(11)/(12)	14				各連結法人の各連結事業年度の試験研究費の総額等に係る税額控除限度額	35	
連当連結期繰控除税額額の控個除別限帰度屬過額に係る	金額場合連接繰越税額控除限度超過個別帰属額(各連結法人の別表六の二(三)付表三)	15		連接繰越税額控除限度超過個別帰属額の個別帰属額	最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結事業年度の特別試験研究費に係るもの	各連結事業年度の試験研究費の総額等に係る税額控除限度額の合計額(各連結法人の(35)の合計)	36	
	総額額の合方式計分額控除繰越能控額除及金額直を前超累え積る控場合未済	16				(34)×(35)/(36)	37	
	直前累積控除未済額(最初の超過連結事業年度の別表六の二(三)付表三「39の②」)	17				特別研究税額控除未済額(別表六の二(三)付表三「36の②」)	38	
	(16)-(17)	18				各連結法人の各連結事業年度の特別試験研究費の額	39	
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の総額等に係る税額控除限度額	19				各連結事業年度の特別試験研究費の額の合計額(各連結法人の(39)の合計)	40	
	最初の超過連結事業年度の試験研究費の総額等に係る税額控除限度額(各連結法人の(19)の合計)	20				(38)×(39)/(40)	41	
	(18)×(19)/(20)	21				連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額(15)又は((21)又は(33)+(37)+(41))	42	

## 各連結法人の連接繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

(45)のうち各連結法人の個別帰属額(45)×(46)/(47)	43	円	試験研究費の総額等に係る控除未済金額(別表六の二(三)「10」-「13」)	45	円
			各連結法人における試験研究費の総額等に係る税額控除限度額	46	
			試験研究費の総額等に係る税額控除限度額の合計額(各連結法人の(46)の合計)	47	
(48)のうち各連結法人の個別帰属額(48)×(49)/(50)	44		特別試験研究費に係る控除未済金額(別表六の二(三)「17」-「19」)	48	
			各連結法人における特別試験研究費の額	49	
			特別試験研究費の額の合計額(各連結法人の(49)の合計)	50	

## 別表六の二（三）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつの中に記載してください。

2 「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額15」には、別表六の二(三)の「連結繰越税額控除限度超過額21」の金額と「同上のうち当期控除額22」の金額が一致している場合に、その連結法人に係る別表六の二(三)付表三の「(36)の累積額39」の最も右側の欄に記載した金額を記載します。

3 「総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度（連結繰越税額控除限度超過額をその発生の古いものから順次合計した場合にその合計した金額が別表六の二(三)の「同上のうち当期控除額22」を超えることとなる最初の連結事業

年度）の総額方式控除可能額（別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額34」の「総額」に記載した金額）と直前累積控除未済額（別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額34」に記載した金額のうちの当期の開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度のうち最も古い連結事業年度から最初の超過連結事業年度の直前の連結事業年度までの金額を合計した金額）との合計額が、繰越控除金額（別表六の二(三)の「同上のうち当期控除額22」に記載した金額）を超える場合に記載します。

4 「最初超過連結事業年度控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度の最初超過連結事業年度控除可能額（別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額34」の「総額」及び「特別」に記載した金額の合計）と直前累積控除未済額との合計額が繰越控除金額を超える場合に記載します。